

国領会 会則 変更 2023.04.01.

第1章 総則

- 第1条 本会は国領会と称し新居浜高専同窓会である。
「燧会」の東予支部の位置づけとする。
- 第2条 本会は会員相互の交流と親和を図る事を目的とし、原則年1回以上の親睦を行う。開催月は基本3月とするが、都合により時期を変え開催することもある。また他地区の燧会会員に対してもオープンとし、ビジターの参加を歓迎する。尚国領祭に合わせた国領会の懇親会（11月）を主催し、燧会や他支部等との交流を図る。
- 第3条 総会は、役員改選時に合わせ2年に1回開催し、事業報告、会則変更などの議決案を出席の会員の承認を得て機関決定する。

第2章 会員

- 第4条 本会は、次の会員をもって組織する。
新居浜工業高等専門学校に入学した者で愛媛県越智郡以東、香川県・徳島県及び高知県東部の地域周辺に居住もしくは勤務する者で、国領会入会を希望する者を対象に年会費を納入している者。
- 第5条 本会の退会は、年会費未納の場合は自動的に一時退会扱いとする。隔年後参加の場合は、当年度からの年会費を納付し会員に復活できるものとする。また、転勤・転居・本人家族の病気等、本会参加が困難で退会の意思表示があった者は本会を退会とする。
- 第6条 永年会員
75歳以上の会員で年会費5年分の会費を一括で納入した会員は、永年会員として以後の年会費を免除する。

第3章 役員

- 第7条 本会に次の役員を置く。
- 1) 特別顧問 (1名)
 - 2) 会長 (1名)
 - 3) 副会長 (1名)
 - 4) 会計監査 (2名)

- 5) 会計 (1名)
- 6) 庶務 (2名)
- 7) 顧問 (数名)
- 8) 地区ブロック長 (数名)
- 9) 企業ブロック長 (数名)
- 10) 青年部 (数名)

会長・副会長及び会計監査は、会員相互の推薦により選出し任期は2年とする。
会計(1名)庶務係(2名)の選出については会長の指名とし、陣容についても
会長が在任の期間任意に変更することができる。

第4章 会計

第8条 本会の運営は、年会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。
年会費は2000円とし、**次年度会費を毎年12月末までに納付するものとする。**
年会費を未納の場合は自動的に一時退会扱いとするが、隔年後参加の場合は当年度
からの年会費を納付し会員に復活できるものとする。

第9条 本会の会計年度は、今年度2月1日から次年度1月31日までとする。

第5章 旅費規程

第10条 松山支部『雄風会』との交流活動(総会・懇親会)参加費として
7000円(交通費2000円:宿泊費5000円)を支援する。

第11条 愛媛県外在住役員の国領会役員会参加費として旅費相当分を支援する。

第6章 慶弔規定

第12条 国領会役員・ブロック長・顧問の本人死亡時には国領会から弔電を送る。

第7章 補則

第13条 本会則の変更は役員会で決済し、総会で会員の賛同を得るものとする。

附則

① この変更の会則は、令和5(2023)年4月1日から施行する。